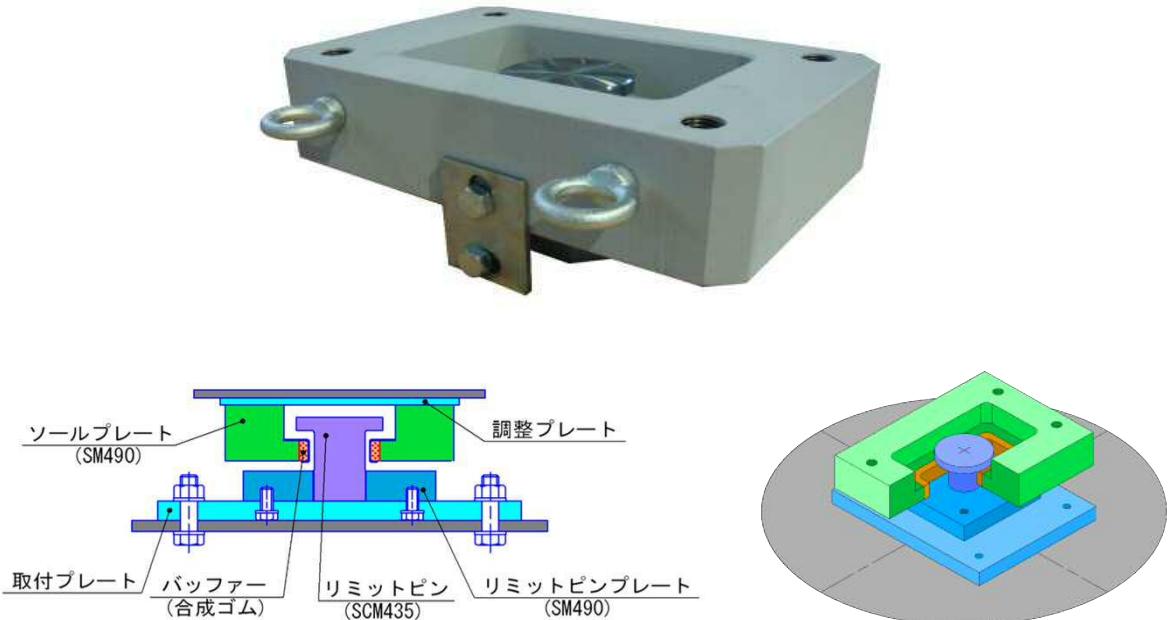


技術概要書（様式）

※別紙2

技術分類	(該当分類に○を付記)				
	安全・防災	維持管理	環境	コスト	ICT
技術名称	SEリミッター		担当部署	九州支店	
NETIS登録番号	QS-120021-VE		担当者	西本 尊	
社名等	(株)エスイー		電話番号	092-473-0191	
技術の概要	<p>1. 技術開発の背景及び契機</p> <p>SEリミッターは、道路橋示方書に基づいた横変位拘束構造である。水平力分担構造としても使用できる。</p> <p>道路橋示方書に定義される「落橋防止システム」を構成する要素のひとつとして変位制限構造がある。変位制限構造については、平成8年道路橋示方書にはじめて記載された。これは平成7年の兵庫県南部地震により橋桁の落下等による大きな被害を受けたからである。それ以降は落橋防止システムの一部として、設計方針が規定されるようになった。</p> <p>現在では平成24年道路橋示方書の改定に伴い、横変位拘束構造や水平力を分担する構造として「落橋防止システム」を構成する要素となっている。このような状況から、SEリミッターの開発に至った。</p> <p>2. 技術の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全方向(橋軸・橋軸直角)に対応できる。 ・機械加工のため、水平力や移動量を任意に選定することができる。 ・アップリフト(浮き上がり)防止機能付き。 ・エネルギー緩衝機能付き(ソールプレート側に取付)。 ・ピン部材以外は亜鉛アルミニウム溶射。 ・ピン部材の防鏽はダクロダイズド処理+DMコート。 ・緩衝装置をピン部材に固定していないためピン部材のメンテナンス性に優れる。 <p>3. 技術の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ型としたことで、工期短縮、施工性の向上が図れる。 ・小口径アンカーで設置可能となり、既設橋への施工において鉄筋の切断の可能性が少なくなった。 ・リミットピン上部に付けたフランジとバッファーを設けたことで、衝撃的な力を緩和でき、構造体への破壊の可能性を低減できる。また、上部工側ソールプレート内にバッファーを納めたことで、リミットピンの目視点検可能な遊間を確保することができ、維持管理性が高まる。 ・亜鉛アルミニウム溶射やDMコート等の表面処理は、溶融亜鉛めっき処理と比べ、高い防鏽性能を有する。 <p>4. 技術の適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル2地震動による水平力を分担する構造が要求される橋梁および橋軸直角方向の横変位拘束構造が要求される橋梁。 ・本製品が施工可能な桁下空間(高さ200mm～260mm)を有していることを確認。なお、桁下空間が少ない場合プラケットによる対応が可能。 <p>5. 活用実績</p> <p>国の機関 60件 自治体 220件</p>				

6. 写真・図・表

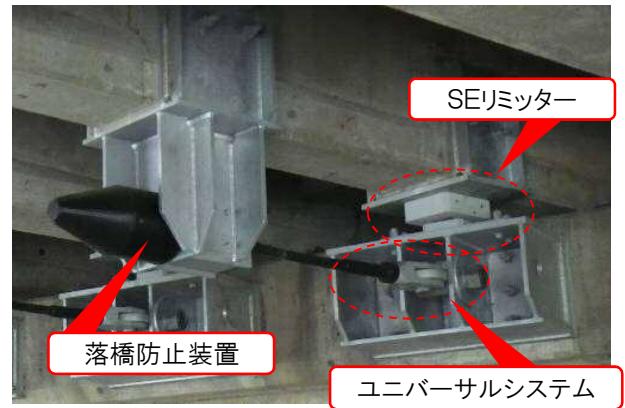


〈SEリミッターの部品構成〉

・俵野橋(宮崎県)



・東大橋(福岡県)



〈SE製品の組み合わせ例〉